

船舶事故調査（被えい船13転覆）について
（経過報告）

令和6年12月19日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和6年1月16日、静岡県静岡市清水区折戸湾において発生した船舶事故（被えい船13転覆）について、令和6年1月から原因を究明するための調査を進め、これまでに事実の確認、原因の分析及び再発防止策の検討を行ったところであるが、調査報告書のとりまとめには、更に一定の時間を要する状況である。このため、本件調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 船舶事故の概要

遊漁船（被えい船）13（以下「被えい船13」という。）は、釣り客1人が乗り、カセ（小舟）釣りと称する遊漁の目的で、引船第八ふじ丸（総トン数1.3トン）により他の遊漁船（被えい船）4隻と共にえい航され、静岡県静岡市清水区折戸湾を南進中、転覆した。被えい船13に乗っていた釣り客は落水し、死亡した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和6年1月19日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、船体及び安全管理に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

被えい船13は、釣り客1人が乗り、折戸湾で引船により他の被えい船4隻と共にえい航されて南進中、令和6年1月16日06時41分ごろ転覆し、乗っていた釣り客が落水した。落水した釣り客は、救助され、病院に搬送されたが、死亡した。

（2）死傷者

死亡1人（釣り客）

(3) 船舶の損傷等

甲板上の設備に濡損

(4) 気象・海象

風向：北北西、風速：約1.3m/s、視界：良好

海上：平穏

4. 今後の調査

調査報告書の最終とりまとめを行う。